

2005 年 9 月 20 日

地方自治法受講予定者 各位

4 月に配布した授業案内において、成績評価をレポートと試験とによって行う旨を記載した。以下に、その割合とレポート課題を定める。また、授業の進行予定・方法に関する掲示を法科大学院に行っているのので、併せて参照されたい。

太田 匡彦

1. 成績評価に係る点数の配分について

- (1) 授業最終回の試験：45 点
  - ・判例・解説のない六法の持ち込みを認める（もちろん書き込みのないもの）。
  - ・有斐閣『小六法』に掲載されている法令は、試験において配布しない。
- (2) レポート：2 本（15 点のものと 40 点のもの）
  - ・課題については 2 を参照
- (3) 単位取得点数
  - ・60 点とする。なお、単位取得点数を超えた後の成績評価基準は後に決定する。

2. レポート課題等について

- (1) 判例評釈（15 点）
  - ・法科大学院において課題とされている 3 件の判例の中から、任意の一つを選んで判例評釈を作成し提出すること（課題とされた判例については、法科大学院の掲示を参照）。分量・評価は法科大学院に準じる。
- (2) 下記の課題についてレポートを作成のこと（45 点）。

「ある市が、パチンコ店および、いわゆるラブホテルの進出を規制したいと考えた場合に、どのような法的手法が考えられるか。日本法において適法性および実効性が認められると考えられる手法を各種考察し、それぞれのメリット・デメリットを比較検討した上で、提案せよ。」

\* レポート作成に当たっては、以下の点に注意すること

国法・県条例（都市計画法・風営法等）の規制では、これらの施設の進出は規制できない地域が市内に存在する考えよ。また、現在の用途指定が変更される予定もない。

国法・県条例が改正される予定はない。現在の国法の枠内で考えられる手法を考察し提案すること（国法・県条例の改正を求めるだけのレポートは評点を与えない）

地方自治法だけでなく、憲法・行政法全般にわたる検討を必要とするし、要求する。関連する文献を幅広く読んで考えること。

以上に鑑み、この課題についてはグループでのレポート作成も認める。その際は、グループに属する者の名前を明記して一部提出すればよい（各員が提出する必要はない）。この場合、全員に同じ評点を与える。また、グループで提出したこと自体を不利益に扱うことはない。

分量は、A4（一枚あたり 1200 字程度）で 10 枚から 20 枚。評価に際し、原則として、提出により最低でも 15 点を与える。
- (3) レポートの提出時期
  - ・年内の最終授業日（12 月 19 日）までに、上記の 2 課題のうち 1 課題を提出のこと。
  - ・最終授業日（＝試験日）までに、残りの 1 課題を提出のこと。
- (4) 提出方法
  - ・担当教員に手渡し（e-mail 等での提出は認めない）。
- (5) 未提出・締め切り遅延の効果
  - ・未提出：1 本につきそれぞれ 0 点と評価する。
  - ・締め切り遅延：受理しない。未提出として扱う。